

3 歩道

チェックポイント

- ① 車いす使用者が利用しやすい幅、勾配となっているか
- ② 通行の際の支障となる段差がないか
- ③ 交差点に横断歩道や歩行者用信号機が設置されているか
- ④ 視覚障害者誘導用ブロック等が連続的に敷設されているか
- ⑤ 排水溝にふたが設置されているか
- ⑥ 歩道上に突出物がないか

<福井県福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準>

歩道を設ける場合にあっては、次に定める構造であること。

- (一) 幅員は、200センチメートル以上であること。
- (二) 歩道と車道とは、分離されていること。
- (三) 表面は、滑りにくい仕上げであること。
- (四) 交差点または横断歩道と接する部分には、通行の際に支障となる段差が設けられていないこと。
- (五) 歩道を横断する排水溝を設ける場合にあっては、つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造のふたが設けられていること。
- (六) 公共交通機関の施設の周辺の歩道には、視覚障害者の利用を勘案して、誘導用床材および注意喚起用床材が適切に敷設されていること。

【整備のポイント】

- ・歩道は、あらゆる人が利用し、かつ車道と接する危険な場所であるので、利用者の安全性を確保することが重要です。

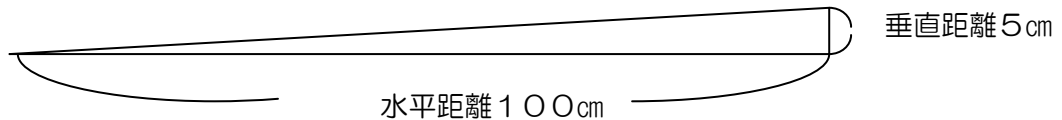
【整備の手引き】

幅・勾配

- ◎ 歩道の幅は、**200 cm以上**とします。
- ◎ 歩道の**縦断勾配（進行方向の傾斜）**は、**5%以下**とします。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8%以下とすることができます。
- ◎ 歩道の**横断勾配（歩道の横の傾き）**、**1%以下**とします。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2%以下とすることができます。

$$\text{勾配 (\%)} = \text{垂直距離} / \text{水平距離} \times 100$$

5%の勾配の例



段差

- ◎ 横断歩道に接続する**歩道の縁端は、車道の部分より高くする**ものとする。その段差は**2cmを標準**とし、角は面をとるか丸めます。
- ◎ 歩道と車道の段差は、車いすが乗り入れできるように8%以下の勾配ですりつけます。

歩行者への配慮

- ◎ 通路を横断する**排水溝の蓋**は、車いすやベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が**挟まらない構造で、滑りにくい表面**にするなど、高齢者、障害者等の通行の支障にならない構造とします。
- ◎ 視覚障害者誘導用ブロック等の色は、**基本的に黄色**とします。または、周囲の路面とブロック部分が識別しやすい色とします。
- ◎ **公共交通機関の施設の周辺の歩道**には、視覚障害者が利用しやすいよう、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設します。
- 視覚障害者誘導用ブロック等は、視覚障害者が迷うことのないよう、連側して敷設します。
- 視覚障害者誘導用ブロック等は、人がその上を歩いても電柱や標識などに衝突しない位置に設置するよう配慮しましょう。